

○近江八幡市広告事業実施要綱

平成22年3月21日

告示第55号

改正 平成24年4月1日告示第90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、広告事業の実施により近江八幡市の新たな財源確保又は歳出削減の一助とし、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 民間事業者等から広告掲載等の対価として広告料金を徴収すること又は物品若しくは役務の提供を受けること。
- (2) 広告事業 市有資産等を優良な広告媒体として活用すること。
- (3) 市有資産等 近江八幡市が保有する資産及び使用する物品等
- (4) 広告主 広告を掲載し、又は掲出しようとする者
- (5) 広告取扱者 広告代理業を営む者、広告看板等の製作者又はこれらに類する者
- (6) 広告媒体 次に掲げる市有資産等のうち掲載等が可能なもの
 - ア 市の発行する印刷物
 - イ 市のWEBページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる市有資産及び市が使用する物品等
- (7) 広告掲載等 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出すること。

(広告事業の対象範囲等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載等を行わないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの

- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を行うもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 行政機関から行政指導等を受け、改善がなされていないもの
- (10) その他広告掲載等に不相当であると市長が認めるもの

(平24告示90・一部改正)

(広告事業の掲載基準)

第4条 広告掲載等の可否については、別に定める「近江八幡市広告事業掲載基準」

(以下「掲載基準」という。)に基づき判断する。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載等を行う広告媒体の種類は、広告媒体主管課が別に定める。

(広告掲載資格要件)

第6条 広告主又は広告取扱者等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 前項第2号から第6号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人（個人事業者の場合）でないこと。

(平24告示90・追加)

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法及び選定方法、広告の規格、掲載位置、掲載料等は、その性質に応じて当該広告媒体ごとに広告媒体主管課が別に定める。

2 広告事業を実施しようとするときは、広告者を原則公募するものとし、当該広告媒体ごとに取扱要領、募集要項を、広告媒体主管課が別に定める。

(平24告示90・旧第6条繰下)

(広告主及び広告取扱者の責任)

第8条 広告の内容等に関する消費者等からの苦情への対応等一切の責任は、広告主及び広告取扱者が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主及び広告取扱者の負担とする。

3 広告掲載等に係る行政財産の目的外使用許可が必要なものについては、近江八幡市公有財産管理規則(平成22年近江八幡市規則第63号)第23条に基づく許可を得ること。

(平24告示90・旧第7条繰下)

(広告掲載等の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載等を取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第4条に定める掲載基準に抵触するとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当するとき。

(4) 広告主が第7条の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(平24告示90・旧第8条繰下・一部改正)

(広告物の撤去等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告物の撤去、削除、廃棄等(以下「撤去等」という。)を行うことができる。

(1) 広告主及び広告取扱者が広告掲載等の期間満了後においても広告物を撤去等しないとき。

(2) 前条の規定により広告掲載等を取消された広告主及び広告取扱者が広告物

を撤去等しないとき。

(3) その他広告媒体に掲載する広告として不相当と認めたととき。

2 前項の広告物の撤去等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。

(平24告示90・旧第9条繰下)

(広告審査会の設置)

第11条 広告事業の推進に係る必要な事項の審査を行うため、近江八幡市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、総務部長及び近江八幡市幹事課長会議規程(平成22年近江八幡市訓令第2号)による委員をもって組織する。

3 審査会に、委員長及び副委員長を置く。

4 審査会の委員長は総務部長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者とする。

5 委員長は、委員会の会務を総理する。

6 委員長が必要と認めるときは、特別委員として若干名の有識者を置くことができる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平24告示90・旧第10条繰下)

(会議)

第12条 審査会は、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めたとときは、有識者又は関係者に会議への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

(平24告示90・旧第11条繰下)

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務主管部において処理する。

(平 2 4 告 示 9 0 ・ 旧 第 1 2 条 繰 下)

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平 2 4 告 示 9 0 ・ 旧 第 1 3 条 繰 下)

付 則

この要綱は、平成 2 2 年 3 月 2 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 4 年 告 示 第 9 0 号)

この要綱は、告示の日から施行する。